

おわりに

ここでは最後にはなるが、本評価報告書で示した提言の実施を含め、今後の日本の対ボリビア援助政策の立案・遂行にあたって留意すべき点を記しておきたい。

本評価が対象とした時期の最後は概ねモラレス政権第一期(2005-09)と一致する。その時期には、「革命理念」としての主権、民主、尊厳、生産の4原則が「国家開発計画 2006-2010」の4本の柱として提示された。ここで重要であるのは、現政権は、植民地化後のすべての歴史を、主権、民主、尊厳、生産の原則に反するものとして全否定していることである。この全否定の姿勢は、1985年以降の民間主導・外資優遇の新自由主義期に対して、とりわけ強く表明される。しかし第一期においては、それらは一般原則として掲げられたのみで、それが政策運営にどのように反映されるかは明らかではなかった。そのため、本評価においても、日本の対ボリビア援助方針とボリビアの開発政策の間の整合を検討するにあたり、極めて抽象度の高いレベルでの文言上の対応付けを行う以上のことはできなかった。

しかしながら、モラレス政権の開発政策は、第二期(2010-14)においてより具体化してくるはずであり、日本の援助政策との関連付けもより緻密に行うことが可能となってくる。

モラレス政権は、2009年に憲法改正を行い、同年にそれに基づく国政選挙を実施し、大統領の再選と上下両院で3分の2以上の与党議席を実現した。このような支配体制の確立を経て、第二期モラレス政権は「革命理念」を諸政策分野で強力に展開する姿勢を明確にし体制整備を進めている。上述のように「革命理念」の根幹をなすのは、主権、民主、尊厳、生産の4原則であり、事柄によっては Pachamama(通常「母なる大地」と訳される)なる環境理念が加えられる(COP16会議での Pachamama 原則主義の貫徹が記憶に新たである)。

主要政策分野での「革命理念」の展開及び具体化の現在までの状況については、第3章 3-2-2 に紹介したが、おそらく、モラレス政権第二期においては、第一期に見られたような、抽象度の高い総論と各分野で実施されてきた個別の事業の併存という状態からの脱却が追求され、政策分野ごとに「革命理念」の分野別適用方針に基づき個別事業の内容の変更が図られるであろう。そのため、日本の対ボリビア援助方針とボリビアの開発政策の間の整合は、そして日本の援助の効果についても、ボリビア政府からの個別具体の関心に即して問われる。

例えば、モラレス政権の主たる関心の1つとして、「脱植民地主義」を貫く立場からの資源にかかわる上述の4原則の適用がある。資源にかかわる生産の原則として、天然資源としての輸出ではなく国内での加工を通じた工業生産の振興が打ち出されており、その原則を受け入れない限り外部からの関与を認めない方針を明確に打ち出してくる可能性もある。

すなわち、日本としては、このような今後起こりうる「革命理念」の具体化の動向をつぶさに観察・分析しながら、それと日本の対ボリビア援助政策との整合性を確保しつつ、その実施に努めていくことが今後求められていくことになる。